

新型コロナウイルス感染症への対応状況及び令和2年度6月追加補正予算の概要について

令和2年6月18日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

盛岡市生活・経済対策本部

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応については、国において5月25日に、緊急事態宣言を全て解除し、「新しい生活様式」の定着を前提として、一定の期間を設け、外出の自粛や施設の利用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済のレベルを引き上げていくことが示されたところである。

本市においては、4月の第1弾経済対策に引き続き、5月には、第2弾の経済対策等を速やかに講じ、感染症予防対策のさまざまな影響を受けている市民や事業者の方々を、全力で支援してきているところであり、引き続き第3弾の経済対策を講ずるべく、現時点での市の各種支援策を取りまとめたところである。

2 市の対応状況

「新型コロナウイルス感染症に係る市の対応状況（別紙）」のとおり

3 相談件数等

(1) 感染症関係

①盛岡市帰国者・接触者相談センターの相談件数（一般相談を含む。）

- ・期間 令和2年2月8日～6月16日
- ・件数 3,796件（うち相談センター扱い2,311件）

②盛岡市地域外来・検査センター（発熱外来）の受付件数

- ・期間 令和2年6月10日～6月16日
- ・件数 9件

③全国の発生状況（クルーズ船含む。6月16日現在）

- ・全国 18,305例（うち死亡者951人，退院者16,356人）
- ・東北 280例（青森県27人，宮城県88人，秋田県15人，山形県69人，福島県81人）
- ・岩手県 0例

④PCR検査数（6月17日8時現在）

県内検査数：岩手県HPでは826件　うち盛岡市256件

(2) 生活相談・事業者からの相談等（令和2年3月以降）

※ 表下の（ ）書きの数字は令和2年5月20日現在

① 生活相談総合窓口（6月16日現在）

生活相談総合窓口 （企画調整課）
204件

※1 令和2年5月27日から開設

② 生活相談（6月16日現在）

生活保護 （生活福祉課）	生活困窮者自立支援 （くらしの支援相談室）	消費生活相談 （消費生活センター）	計
40件 (36件)	297件 (211件)	59件 (51件)	396件 (298件)

緊急小口資金等貸付 （実施主体：市社協） ※申請件数
670件 (452件)

③ 納税相談（6月16日現在）

納税相談 （納税課）
252件 (138件)

④ 水道料金等相談（6月16日現在）

水道料金等相談 （経営企画課）
19件 (19件)

⑤ 事業者及び勤労者相談（6月16日現在）

経済相談窓口（商工労働部）		
資金繰り	給付金・助成金等	計
1,648件 (1,012件)	392件 (265件)	2,040件 (1,277件)

(3) 特別定額給付金申請状況（6月16日現在）

特別定額給付金（特別定額給付金給付事業等実施本部事務局）			
申請受付状況			振込依頼済 件数
オンライン	郵送等	計	
2,670件 (2,515件)	123,917件 (28,268件)	126,587件 (30,783件)	122,185件 (0件)

- ※1 申請書は、令和2年5月7日から15日まで給付対象の全世帯136,853世帯に発送
- ※2 申請受付期間は、オンライン及び郵送分ともに令和2年5月11日から8月11日まで
- ※3 令和2年5月21日より給付開始
- ※4 令和2年6月下旬、7月中旬を目途に、未申請者に対して8月11日までの申請を勧奨する予定
- ※5 支給済の通知は6月上旬から順次発送中

4 新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針に基づく感染症防止及び生活・経済対策

（国）：国関連事業（国庫補助金又は地方創生臨時交付金）

（県）：県関連事業（市）：市事業

(1) まん延防止

①（国・市）防災活動支援事業[防災施設整備事業]

避難所における感染防止対策に係る備蓄物資の購入

（マスク、消毒液、非接触体温計、パーテーション、段ボールベッド、組立式トイレ等）

154,438千円（臨時交付金10/10）

②（国・市）市立小中学校における感染症拡大防止対策事業[学校管理用備品等購入事務]

普通教室及び特別教室への加湿器の整備

43,082千円（臨時交付金10/10）

③（国・市）学校開放事業に係る感染症拡大防止対策事業

学校施設利用者が施設利用及び利用後の消毒を徹底するための消毒液等の各学校への配置

2,446千円（臨時交付金10/10）

④（国・市）観光客や教育旅行を対象とした観光ガイドの感染防止対策支援

観光客や教育旅行を対象としたボランティアガイドのソーシャルディスタンスの確保のため、ガイド用イヤホンの整備に要する経費の補助

5,000千円（臨時交付金10/10）

⑤ (国・市) 市立幼稚園の感染症対策の徹底  
(消毒液自動噴射機, 非接触式電子温度計等の整備等)  
1,500千円(国庫補助10/10)

⑥ (国・市) 病児保育事業実施施設(4施設)に対するマスク等購入必要経費の補助  
補助額: 50万円(上限額)  
1,727千円(国庫補助10/10)

⑦ (国・市) テレビ会議及びテレワークシステムの導入[IT活用推進事業]  
職員の感染や業務の停滞を防ぎ, 業務を継続するため, 在宅勤務を可能とするシステム環境を構築  
15,886千円(臨時交付金10/10)

⑧ (国・市) 各施設における感染予防対策  
市庁舎, 文化会館, 体育施設及びもりおか歴史文化館への検温カメラの設置等  
15,808千円(国庫補助1,539千円, 臨時交付金1,330千円, 一般財源12,939千円)

(2) 教育  
(国・市) GIGAスクール構想への支援事業  
職員室へのLAN, 無線アクセスポイントの整備  
11,866千円(臨時交付金10/10)

### (3) 生活支援, 経済・雇用対策

#### ① 市民の生活を守るための経済的支援

・ (国・市) 赤ちゃん応援特別給付金事業  
子どもの健やかな成長を応援するため, 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの期間に出生し, 出生日に盛岡市の住民基本台帳に記録されている子の世帯に対する給付金(1人あたり10万円)を支給  
202,611千円(一般財源10/10)

・ (国・市) ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業  
子育てと仕事を一人で担うひとり親の心身に特に大きな負担が生じていることを踏まえた臨時特別給付金を支給  
児童扶養手当受給世帯: 1世帯50,000円, 第2子以降1人につき30,000円。  
収入が減少した児童扶養手当受給世帯等: 1世帯50,000円  
293,462千円(国庫補助10/10)

- ・（国・市）放課後児童クラブ及び児童センターの放課後児童支援員，児童厚生員その他運営に携わった職員に対する一時金（1人当たり1万2千円分のプレミアム付商品券）を支給

5,500千円(臨時交付金10/10)

- ・（国・市）保育施設の保育士及び運営に携わった職員に対する一時金（1人当たり1万2千円分のプレミアム付商品券）を支給

31,770千円(臨時交付金10/10)

- ・（国・市）子ども食堂への運営に対する助成（市内の1実施団体あたり上限月額5万円）〔子ども食堂支援事業〕

6,000千円(臨時交付金10/10)

- ・（国・市）妊産婦総合対策事業〔母子保健事業〕

感染した妊産婦に対する退院後ケアの支援費用及び妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の受診費用の助成

50,385千円(国庫補助10/10)

- ・（国・市）芸術文化創造事業助成金事業〔芸術文化活動振興事業〕

市内在住又は直近1年の活動が概ね市内を拠点とし，かつ芸術文化活動の実績があり，現に活動を行っている個人又は団体を対象に助成（上限額30万円）

15,000千円(臨時交付金10/10)

## ② 雇用の維持に向けた支援

- ・（国・市）雇用継続支援金事業〔雇用対策推進事業〕

国の雇用調整助成金等を受給し，雇用の維持を行った中小事業者に対する報奨と今後の雇用維持に対する支援のため，雇用継続支援金を支給

（支給額は，受給した雇用調整助成金等の1割とし，30万円を上限額とする。）

60,163千円(臨時交付金10/10)

- ・（国・市）雇用調整助成金等申請費用補助事業〔雇用対策推進事業〕

国の雇用調整助成金の支給を受ける事業者が，雇用調整助成金の申請にあたり，社会保険労務士に申請書類の作成や提出の代行を依頼した場合において，支払報酬の一部（上限額10万円）を助成

15,017千円(臨時交付金10/10)

- ・ (国・市) 中小企業情報発信緊急支援事業[雇用対策推進事業]
 

就職イベントが軒並み中止となり、市内企業が情報発信できる機会が著しく減少しているため、多くの学生が企業情報を入手している大手就職ナビサイトへの掲載を行った市内中小企業に対し助成(上限額100万円)

50,010千円(臨時交付金10/10)
  - ・ (国・市) 大学生等有償インターンシップ事業[雇用対策推進事業]
 

生活に困窮している大学生等を対象に、市内事業者が有償インターンシップを実施した場合に、事業者が学生に支払う賃金等を事業者に対して助成(受け入れた学生一人につき上限額1時間1,000円)

51,512千円(臨時交付金10/10)
  - ・ (国・市) 大学生等生活安定支援事業[雇用対策推進事業]
 

生活に困窮している学生(外国人留学生を含む。)について、市のパートタイム会計年度任用職員へ任用

2,995千円(臨時交付金10/10)
  - ・ (国・市) 障害福祉サービス事業所のうち、就労継続支援事業所において、直近の生産活動が相当程度減収している場合、生産活動の継続に向けて必要な費用を支援(上限額50万円) [総務事務]
 

24,500千円(国庫補助10/10)
- ③ 地域経済を支える産業支援
- ・ (国・市) プレミアム付商品券発行事業[商業振興事務]
    - ア 地域内消費喚起事業
 

1冊12,000円(うちプレミアム分2,000円)の商品券販売
    - イ リフォーム支援事業
 

住宅等リフォーム支援商品券(6万円)の支給  
(支給対象は、個人住宅等の30万円以上のリフォーム工事を行った者)

529,800千円(臨時交付金10/10)
  - ・ (国・市) 業界団体等運営支援事業補助金[商工団体育成事業]
 

岩手県中小企業団体中央会及び盛岡市商店街連合会が、新型コロナウイルス対策事業として行う事業に要する経費に対する支援

82,280千円(臨時交付金10/10)
  - ・ (県・市) 地域企業家賃支援事業費補助金【拡充】[商店街活性化支援事業]
 

県の家賃補助制度が改正され、3月間の売上減少が30%以上となる中小企業者も補助対象者として追加されることに伴い、市においても同様に対象者を拡大

261,506千円(県費129,000千円, 臨時交付金132,506千円)

- ・ (国・市) 盛岡の食・特産品発信事業[地場・伝統産業振興事業]  
 盛岡の食や特産品等の魅力を全国に情報発信するプロモーション番組を制作し、  
 経済効果を創出  
 11,000千円(一般財源10/10)
- ・ (国・市) 製造業・情報サービス業技術発信事業[工業振興事業]  
 市内の製造業及び情報サービス業が持つ優れた技術力を集約した冊子及びホーム  
 ページを作成・情報提供し、事業者の販路拡大、売上増加を支援するとともに、  
 全国の事業者に対し市内への生産拠点の移転を呼びかけ  
 13,000千円(臨時交付金10/10)
- ・ (国・市) 盛岡の宿応援割事業【拡充】[観光客誘致宣伝事業]  
 「盛岡の宿応援割事業」について、宿泊施設事業者に対して補助する割引補助額  
 を増額(3,000円→4,000円)  
 40,000千円(臨時交付金10/10)
- ・ (国・市) 公共交通維持支援事業[公共交通利用促進対策事業]  
 安定した運行継続のため、公共交通維持支援金を支給することにより、市内を運  
 行する路線バス事業者(3社)並びに市内に営業所があるタクシー事業者(24  
 社)及び個人タクシー事業者を支援  
 [補助対象経費]  
 市内を運行する路線バス事業者:30万円と市内を運行しているバス1台あたり4  
 万円を加算した額  
 市内に営業所があるタクシー事業者24社及び個人タクシー事業者:保有台数1台  
 あたり5千円  
 19,750千円(臨時交付金10/10)
- ・ (国・市) 交通系ICカード導入事業[公共交通利用促進対策事業]  
 市内に営業路線を有する路線バス事業者のうち、令和2年度中に交通系ICカ  
 ードの導入を予定している事業者に対し、システム導入等に要する経費の一部  
 (1/6)を助成  
 16,667千円(臨時交付金10/10)
- ・ (国・市) バスロケーションシステム更新整備事業[公共交通利用促進対策事業]  
 バス事業者(2社)が市内を運行しているバスに対し導入するバスロケーショ  
 ンシステム車載器の設置にかかる経費の一部(1/3)を助成  
 11,733千円(臨時交付金10/10)

- ・ (国・市) もりおか介護事業者オンライン面会機器等導入補助金

[介護事業継続支援事業]

介護事業所・有料老人ホーム等における利用者やその家族等の間での面会等が双方向通信で可能となる I C T機器等の導入費用の一部に補助金を支給

5,000千円(臨時交付金10/10)

## 5 今後検討を進める対応

今後とも、全庁挙げて感染症予防に全力で取り組むとともに、国内外の感染状況の推移、市民生活や経済活動への影響について十分に把握し、国及び県から示される経済対策等についての的確に情報収集を行いながら、引き続き機動的に取り組むこととする。

### (1) まん延防止

県が特措法に基づく各種要請等を行った場合の周知徹底

### (2) 生活支援、経済・雇用対策

- ① 水道料金，下水道使用料，農業集落排水施設使用料及び公設浄化槽使用料の支払猶予期限の再延長並びに水道料金の減免の検討
- ② 収束及びV字回復期に向けた各分野への支援，取組の推進

## 6 令和2年度6月追加補正予算の概要

市の5月補正予算に次ぐ第3弾の経済対策等に係る令和2年度分の必要経費として、6月追加補正予算案を6月定例会に上程する。

全体所要額 2,017,221千円

(うち国庫補助額 373,113千円，臨時交付金 1,322,751千円，県費 117,755千円，一般財源(繰入金) 203,602千円)

※詳細は、別添「令和2年度6月追加補正予算の概要について」のとおり



既に実施している取組（参考）

(1) 情報提供・共有

【令和元年度】・【令和2年度】

- ① 広報もりおか及び市公式ホームページ等による市民・事業者向けの情報提供
  - ・広報もりおか  
3月15日号から6月15日号まで、7号に渡り、感染予防対策やイベント情報、公の施設の利用制限の情報、各種経済支援策について掲載した。
  - ・市公式ホームページ  
市長メッセージや対策本部の方針、市民向け・事業者向けなどカテゴリーごとに情報を分類し随時更新している。  
また、これらの情報にアクセスしやすいようトップページに感染症関連情報を集約した専用サイトを作成している。
  - ・ラジオ・SNSでの情報発信  
ラジオ・もりおか（FM）及び公式ツイッター・公式フェイスブックを通じて、感染予防策や新しい生活様式など市民向けの呼びかけを行った。
- ② 新聞広告を活用した各種支援策の周知
  - ・各種支援策及び相談窓口の設置について、タイムリーな情報発信のため、5月24日（日）付け岩手日報・盛岡タイムスへの広告掲載を実施した。（両紙とも全7段モノクロ広告）

(2) まん延防止

【令和元年度】

- ① マスク等の購入・配布支援（介護施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）  
102,219千円（国庫101,108千円）
- ② マスク配布の優先度が高いにもかかわらず在庫がない施設等への緊急配布  
（児童センター、放課後児童クラブ、老人福祉センター、高齢者施設（特別養護老人ホーム）等）
- ③ 本市主催イベント等及び市の公の施設利用によるイベント等の開催を令和2年3月31日まで原則自粛
- ④ 咳エチケット・手指消毒及び感染拡大防止の周知
  - ・ポスター 各庁舎、公民館、老人福祉センター、図書館等へ掲出
  - ・チラシ 町内会等に配布し回覧

【令和2年度】

- ① マスク、消毒液等の衛生用品の購入・配布支援  
（学校、幼稚園、障がい者福祉サービス事業者等、妊婦）  
156,458千円（一般財源47,031千円、国庫109,427千円）
- ② 市庁舎の窓口におけるアクリル板の設置  
1,070千円（一般財源）

- ② マスク配布の優先度が高いにもかかわらず在庫が少ない施設等への緊急配布  
(医療的ケア児, 障がい福祉サービス事業所等, 妊産婦, 介護サービス事業所施設有料老人ホーム等)
- ③ 感染拡大防止策
- ア 市主催イベント等及び市の公の施設利用によるイベント等の開催について
    - ・原則自粛(5月20日まで)
    - ・参加人数の上限設定や適切な感染防止対策を条件に開催(5月21日から26日まで)
    - ・開催条件の段階的緩和(5月27日から)
  - イ 緊急事態宣言発令期間中の公の施設等の休館措置(4月25日から5月6日まで)
  - ウ スポーツ・文化施設等の休館措置(4月20日から5月8日まで。9日より再開。)
  - エ 市保健所(帰国者・接触者相談センター)の体制強化
  - オ 市庁舎及び公の施設のトイレのハンドドライヤーの使用禁止
- ④ 市職員の感染防止対策の徹底
- ア 職員の健康状態の毎日確認, 職場の清掃・消毒の徹底(4月3日より)
  - イ 窓口対応職員にマスク着用の義務付け(4月3日より)
  - ウ 全職員にマスク着用の義務付け(4月15日より)
  - エ 緊急事態措置が発令された地域への出張の原則禁止(4月9日より)  
(6/2現在, 北海道, 埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県への出張は原則禁止を継続)
  - オ 勤務者の5割削減の取組等(一般職の職員を対象に4月24日から5月14日まで実施)
- ⑤ 基本的な感染対策の継続及び市民への「新しい生活様式」の周知徹底

### (3) 医療等

#### 【令和2年度】

#### ①市立病院の医療提供体制の強化

- ア 診察室等に設置する空気清浄機及び人工呼吸器の整備  
9,600千円(県費4,800千円, 企業債4,800千円)
- イ 発熱者等の仮設の専用待機室兼診察室の整備  
6,050千円(一般財源)
- ウ 診察室等の遠隔通信設備の整備  
388千円(一般財源)

#### ②地域外来・検査センター整備運営事業

- 発熱外来の設置に係る経費  
237,803千円(県費10/10)

#### ③感染症予防事業

- PCR検査の民間委託に係る経費  
23,448千円(一般財源11,725千円, 国庫11,723千円)

#### (4) 教育等

##### 【令和元年度】

①市立小学校・中学校及び高等学校の休業（3月4日から3月19日）

②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

ア 放課後児童クラブ等の体制強化等

・放課後子供教室・放課後児童クラブの受入体制に係る追加経費への支援

22,457千円(国庫10/10)

・ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免への支援

768千円(国庫10/10)

・放課後等デイサービスの利用者増に係る追加経費への支援

15,566千円(県費10/10)

・児童館・児童センターにおける職員休暇対応及び体制増強に対する支援

4,152千円(一般財源)

イ 学校給食休止による対応

・保護者への給食費の返還等の措置

1,000千円(諸収入※750千円)

※ 全国学校給食連合会を通じての間接補助

##### 【令和2年度】

①市立小学校・中学校及び高等学校の休業（4月29日から5月6日）

②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

ア 放課後等デイサービスの利用者増に伴う事業所に対する給付費

7,399千円(県費10/10)

#### (5) 生活支援、経済・雇用対策

##### 【令和元年度】・【令和2年度】

①きめ細やかな相談体制

ア 商工観光部（現：商工労働部）内に経営相談窓口を設置し、相談受付及び国の支援策等の周知広報を実施

イ 生活困窮者自立支援関係部署を中心に、生活支援に係る総合窓口を設置し、相談者の現況を丁寧に聞き取りながら、多様な支援策を提案するとともに、申請窓口への適切な誘導を実施。

ウ 自立相談支援事業

感染症拡大の影響に伴う雇用不安による「盛岡市くらしの相談支援室」の相談件数の急増に対応した支援相談員の増員等に要する費用

6,154千円(一般財源1,539千円, 国庫4,615千円)

②市民の生活を守るための経済的支援

ア 水道料金，下水道使用料，農業集落排水施設使用料，公設浄化槽使用料の支払猶予（令和2年2月末日から令和2年6月1日までの請求分の支払い期限を令和2年6月末日まで延長）

イ 特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者に対して10万円を給付するもの〔特別定額給付金事業〕

・特別定額給付金	28,977,017千円(国庫10/10)
内訳 給付費	28,732,600千円(国庫10/10)
給付事業等実施本部事務費	244,417千円(国庫10/10)

ウ 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し，その対象児童1人当たり1万円を支給するもの〔子育て世帯への臨時特別給付金支給事業〕

・子育て世帯への臨時特別給付金	349,790千円(国庫10/10)
内訳 給付費	336,640千円(国庫10/10)
給付事業等実施本部事務費	13,150千円(国庫10/10)

※上記給付金の給付事業を実施するにあたり，「特別定額給付金給付事業等実施本部」を令和2年4月22日に設置した。

エ 勤労者向け生活援助資金の実質無利子での融資制度（上限50万円）の創設

〔勤労者対策事業〕 50,459千円（一般財源459千円，諸収入50,000千円）

オ 国民健康保険における傷病手当金の制度創設 1,500千円（県費10/10）

カ 住居確保給付金支給事業

感染症拡大の影響に伴う当該給付金申請件数の急増による給付費の増額

19,023千円（一般財源4,756千円，国庫14,267千円）

キ ひとり親世帯等特別給付金支給事業

ひとり親世帯等の経済的負担軽減を図るための緊急的な支援として，児童扶養手当受給世帯に対する特別給付金（30,000円）の支給

81,542千円（臨時交付金10/10）

ク 市税の納税猶予

ケ 国の指針を踏まえた固定資産税，市民税，軽自動車税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免への措置対応

コ 後期高齢者医療制度における傷病手当金の制度創設

③雇用の維持に向けた支援

ア 公の施設（指定管理）における自粛に伴う利用料金の返還分の負担 4,179千円（一般財源）

イ 公の施設（指定管理）における自粛に伴う見込まれた利用者減少に伴う減収分の補填

25,164千円（一般財源）

- ウ 市の事業等の中止に伴う減収等に対する支援 4,408千円(一般財源)
- エ 雇用調整助成金の事業主負担分への支援(国の支援に対する1/10相当額の上乗せ)  
[雇用対策推進事業] 22,491千円(一般財源11,246千円, 県費11,245千円)  
※国の制度改正のため, 事業の廃止を予定

④資金繰りに万全を期すための金融支援

- ア セーフティネット保証及び危機関連保証の認定を受けて利用する県制度融資において国・県による支援の対象外となる事業者に対する保証料全額・利子3年間の補給(資金繰り対策)[金融対策事業] 191,000千円(一般財源)

⑤地域経済を支える産業支援

- ア 市のホームページやフェイスブックを活用した盛岡産農畜産物の消費拡大PRの実施
- イ 盛岡産農畜産物販売量減少対策として「もりおか短角牛」の応援販促会実施
- ウ 地域企業家賃支援事業費補助金の創設  
収入が50%以上減少した中小事業者に対して, 家賃の2分の1相当額(上限10万円)を最大3か月補助するもの[商店街活性化支援事業]

318,094千円(一般財源163,294千円, 県費154,800千円)

- エ 盛岡商工会議所新型コロナウイルス対策事業費補助金  
国, 県などの各種支援制度の活用や申請の相談等, 総合的な支援体制を構築するとともに, 中小事業者に対する緊急的な支援策の実施を支援するため, 盛岡商工会議所に対する補助を増額[商工団体育成事業] 4,000千円(一般財源)

- オ 「盛岡の美味しいもんアンバサダー」のテイクアウト可能店舗等の情報発信

- カ 観光基盤維持支援金事業

観光関連事業者に対する経営基盤の安定化と感染防止対策に係る支援金の支給

- ア 宿泊事業者 宿泊定員により1施設あたり30万円~100万円
- イ バス事業者 貸切バス保有台数により1事業者あたり20万円~50万円
- ウ タクシー事業者 車両保有台数により1事業者あたり20万円~50万円
- エ 個人タクシー事業者 1事業者あたり5万円
- オ わんこそば事業者 1事業者あたり100万円

41,500千円(臨時交付金10/10)

- キ 盛岡の宿応援割事業[観光客誘致宣伝事業]

県民が市内宿泊施設を利用する際の宿泊料の割引分を宿泊施設に助成

1人あたりの宿泊料(消費税額及び地方消費税額, 入湯税を除く。)に対して, 県補助額1,000円/泊に市補助額2,000円/泊を上乗せして, 1泊あたり3,000円を割引

120,000千円(県費40,000千円, 臨時交付金80,000千円)

- ク プレミアム付き応援チケット事業[商業振興事務]

事業参加希望事業者によるプレミアム付き応援チケット(額面2,500円を2,000円で100枚販売)の配布(その際に, 販売により生じるプレミアム分5万円(25%相当)をチケットとともに, 事業者に現金で配布するもの)

159,890千円(臨時交付金10/10)

ケ 宅配サービスプロジェクト支援事業〔商業振興事務〕  
飲食業とタクシー業界が連携したテイクアウト応援プロジェクトを行う団体への補助  
3,000千円(臨時交付金10/10)

コ 地域経済好循環推進事業〔商業振興事務〕  
地場産業等を活かした新たな事業を行うグループに対する補助  
(補助率9/10, 補助上限額100万円)  
30,000千円(臨時交付金10/10)

サ もりおかエール便事業〔地場・伝統産業振興事業〕  
都道府県をまたいだ移動自粛の影響により帰省ができ出来ない盛岡市出身の学生等に対する盛岡三大麺等の特産品詰合せの送付  
9,770千円(臨時交付金10/10)

シ もりおか事業継続支援金給付事業  
セーフティネット保証4号, 5号及び危機関連保証の融資並びに政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の融資を受けた事業者に対する事業継続の応援資金(法人20万円, 個人10万円)の支給  
351,759千円(臨時交付金10/10)

ス 和牛繁殖農家緊急支援対策事業〔畜産振興事業〕  
和牛繁殖農家の経営維持や生産意欲の向上, 経費負担を軽減するため, 農家が県内の和牛子牛市場へ子牛を出荷する際に必要な経費の助成  
11,000千円(臨時交付金10/10)

⑥新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

ア 第1次申請分(5月20日提出)  
計画額1,277,184千円(52事業) ※交付上限額は777,449千円  
内訳 市単独事業に係る経費分を対象  
4月補正予算への対応分 369,999千円  
5月補正予算への活用分 768,461千円  
6月以降の事業予定額 138,724千円

## 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応状況（令和2年6月16日現在）

年月日	内容
令和2年1月7日	○厚生労働省からの注意喚起の通知を受け、盛岡市医師会の協力により、市内医療機関に対し注意喚起に係る情報提供を行った。
1月22日	○市HPに市民及び医療機関向け「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生について」の情報を掲載し、感染拡大を防止するための咳エチケットや手洗い等、予防策の一層の徹底等の周知を行った。
2月8日	○「盛岡市帰国者・接触者相談センター」を設置
2月17日	○「盛岡市保健所健康危機管理会議」を「盛岡市保健所健康危機対策本部」へ切り替え。
2月21日	○感染予防対策回覧用チラシを各町内会あてに配布 ○市所管施設に感染予防対策ポスターを配布
2月25日	○危機管理連絡会議（総務部所管）で協議した結果、市が主催するイベントについて、自粛の対応案を庁議に報告し、庁議の中で「盛岡市保健所健康危機対策本部」へ意見を求めることとした。 ○市HPに「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応について」を掲載（以降随時更新）
2月26日	○きれいなまち推進員への感染予防の周知
2月27日	○定例記者会見 ・新型コロナウイルス感染症への対応について ○「盛岡市保健所健康危機対策本部」の意見は、市主催のイベント等については、自粛することを含めた検討を要請することとした。 ○国の対策本部から「全国の小中高校や特別支援学校を臨時休校する」との方針が示された。
2月28日	○盛岡市健康危機対策本部の設置 ○第1回健康危機対策本部の開催 ・本市主催のイベントの当面の自粛を決定 ○市立小・中・高に対し3月4日からの一斉臨時休業について通知 ○学校及び保護者に対し、児童センター・放課後児童クラブの臨時休業期間中の開所について周知
3月2日	○小学校等が臨時休校により、児童又は生徒を持つ職員が児童等の世話を行う場合は、特別休暇（有給）を認めることとした。（3/2～学年末休業まで） ○商工観光部内に経営相談窓口を設置し、相談受付及び国等の支援策等の周知を実施
3月4日	○学校休業の対応を実施（3/4～3/19） ○児童館・児童センター、放課後児童クラブの長期休業中と同様の開所（3/4～3/19、12日間） ○第2回健康危機対策本部の開催 ・支援に必要な事業の状況調査を行い、支援策を講じる方針を確認

	<p>・市主催のイベントの自粛を3月31日までとした。</p>
3月6日	<p>○市長メッセージの発出</p> <p>要点</p> <p>①盛岡市健康危機対策本部の設置</p> <p>②臨時休校の実施</p> <p>③市主催のイベント等の自粛</p> <p>④感染症対策の徹底</p> <p>⑤不要不急の外出の自粛</p> <p>○イベント等の中止，延期情報をHPに掲載（以降随時更新）</p> <p>○ラジオもりおかで感染予防を周知</p> <p>○教職員による放課後児童クラブ等への巡回支援を実施</p>
3月9日	<p>○市の施設等の利用制限情報をHPに掲載（以降随時更新）</p> <p>○放課後児童クラブ・児童センター等を戸別訪問し，不織布マスク（大人用・子供用），トイレトペーパー，消毒液を配布</p> <p>○3月中の開催が見込まれる子ども食堂に対し，消毒液を配布</p>
3月11日	<p>○イベント自粛及び自粛の呼びかけ並びに利用料金等の取扱いを通知</p> <p>・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：3月31日まで</p> <p>・利用料金等の返還対象：開催日が2月26日～3月31日</p> <p>○全町内会・自治会長あてに，町内会・自治会行事の対応について，市主催のイベントを参考に，感染予防の対応に協力をお願いする旨のお知らせ文書を送付し，併せて，総会を書面で行う場合の様式を送付（市HPにも掲載）</p>
3月12日	<p>○職員本人又は親族に発熱等の症状により感染の疑いがみられる場合は特別休暇（有給）を認めることとした。</p>
3月15日	<p>○広報もりおか3月15日号に「帰国者・接触者相談センター」の開設を掲載</p> <p>また，同号から，市主催イベントの中止・延期情報を公式ホームページで更新していることを掲載</p>
3月19日	<p>○第3回健康危機対策本部の開催</p> <p>・国が示した緊急対応策を踏まえ，支援策及び追加補正予算の内容を決定</p>
3月25日	<p>○第4回健康危機対策本部の開催</p> <p>・イベント自粛，自粛の呼びかけの期間を4月30日までとした。</p> <p>○市立小・中・高における教育活動の再開等について通知</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する水道料金等の支払期限延長を実施。3月25日午前9時から受付開始</p>
3月26日	<p>○盛岡市議会全員協議会及び盛岡市議会3月定例会</p> <p>・国が示した緊急対応策を踏まえ，支援策及び追加補正予算の内容を説明及び審議</p> <p>○令和元年度3月補正予算の成立</p> <p>○イベント自粛及び自粛の呼びかけ並びに利用料金等の取扱いを通知</p> <p>・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：4月30日まで</p> <p>・利用料金等の返還対象：開催日が2月26日～4月30日</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染予防対策回覧用チラシを各町内会あてに配布</li> <li>○市所管施設に感染予防対策ポスターを配布</li> </ul>
3月30日	○勤労者向けに相談窓口を設置し、労働相談、雇用・就業相談等を実施
3月31日	○東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県から帰盛する職員（同居する親族含む。）を自宅待機とした。
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回健康危機対策本部の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>①海外や東京等の感染症が流行している地域から盛岡市に移動してこられた方の2週間の不要不急の外出の自粛</li> <li>②感染予防対策の徹底</li> </ul> </li> <li>○市長メッセージの発出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①海外や東京等の感染症が流行している地域から盛岡市に移動してこられた方の2週間の不要不急の外出の自粛</li> <li>②感染予防対策の徹底</li> </ul> </li> <li>○広報もりおか4月1日号に「経営・金融相談窓口」の開設を掲載</li> </ul>
4月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定例記者会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応について</li> </ul> </li> </ul>
4月3日	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口対応職員は原則マスクを着用することとしたほか、所属長は、毎日、職員の健康状態を把握することとした。
4月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルスに係る本市におけるイベント等の取扱いについて（通知） <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの条件が重なることへの詳しい説明と利用者の記録の取り扱いの追加</li> </ul> </li> <li>○民生委員に対し新型コロナウイルス感染症まん延時の活動の留意点について国の通知を用いて周知</li> </ul>
4月7日	○政府の「緊急事態宣言」発令
4月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「盛岡市新型インフルエンザ等対策本部」設置</li> <li>○市長メッセージの発出（政府の「緊急事態宣言」発令を受け） <ul style="list-style-type: none"> <li>要点 <ul style="list-style-type: none"> <li>①発令された地域への不要不急の往来の自粛</li> <li>②発令された地域におられる方の盛岡への往来の自粛</li> <li>③感染症予防対策の徹底</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
4月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度第1回盛岡市新型インフルエンザ等対策本部会議と令和2年度第1回盛岡市生活・経済対策本部会議の合同会議を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型インフルエンザ等対策本部」を次回から「新型コロナウイルス感染症対策本部」に名称変更する。</li> <li>・生活・経済対策本部を立ち上げ、全庁的な経済対策に取り組む。</li> </ul> </li> <li>○緊急事態措置が発令された地域（対象地域）への出張は原則禁止することとした。また、対象地域への往来は、厳に自粛することとした。</li> <li>○東京事務所職員の通勤時における、感染リスクを低減するため、4月9日から、勤務時間のうち9時から10時まで及び16時以降について特別休暇で対応することとした。</li> <li>○10日にかけて、空気清浄機、消毒液、ペーパータオルの配布会場を設け、児童セ</li> </ul>

	ンター、放課後児童クラブ、かつら荘、地域子育て支援拠点、ファミリーサポートセンターあて配布。また、利用者支援事業の窓口となる、子ども未来ステーションに空気清浄機を設置
4月13日	○市長メッセージの発出（国の基本的対処方針の変更を受け） 要点 ①繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛 ②感染症予防対策の徹底
4月14日	○市の主な緊急経済対策（第1弾）をプレスリリース ○岩手県へ新型コロナウイルス感染症に係る要望を提出 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村との意見交換 会が開催された。 ○全ての職員は、職務中、原則マスクを着用することとした。
4月15日	○広報もりおか4月15日号に関連情報を掲載 ・市民への感染予防の呼びかけ（日常生活での注意点、「3密」の回避）
4月16日	○「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大
4月17日	○市長メッセージの発出（「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大されたことを受け） 要点 ①市の施設は、原則休館又は利用休止 ②観光施設、地域の公民館、小規模の集会所の利用の休止の依頼 ③特別定額給付金給付事業等実施本部の設置 ④感染症予防対策の徹底 ○新型コロナウイルスに係る本市における5月のイベント等の取扱いについて（通知） ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：5月31日まで ・利用料金等の返還対象：開催日が2月26日～5月31日
4月20日	○令和2年度第2回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第2回盛岡市生活・経済対策本部会議の合同会議を開催 ・国の基本的対処方針が変更となり、市の新型コロナウイルス感染症に対応する対処方針を作成する方針となった。 ・スポーツ施設、文化関係、観光関係の施設を5月6日まで休館とした。 ・市の博物館施設も4月25日から5月10日まで休館とした。 ○「生活支援臨時給付金給付事業等実施本部」の設置 ○新型コロナウイルス感染症の相談業務等に対応している担当課（保健予防課）において、PCR検査や相談件数が増加し、現在の職員体制では、業務遂行が困難になっていることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。
4月22日	○令和2年度第3回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第3回盛岡市生活・経済対策本部会議の合同会議を開催 ・新型コロナウイルス感染症に係る生活・経済対策について協議した。 ○国の緊急経済対策の変更に伴い、「生活支援臨時給付金給付事業等実施本部」を

	「特別定額給付金給付事業等実施本部」に改正
4月23日	<p>○岩手県の感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う要請等 要点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の外出の自粛（4/23～5/6）</li> <li>・休業の協力の要請「接待飲食等営業店など」（4/25～5/6）</li> </ul> <p>○市立幼・小・中・高に対し4月29日から5月6日までの一斉臨時休業について通知</p>
4月24日	<p>○市長メッセージの発出（岩手県の緊急事態措置に伴う要請等を受け） 要点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間の市の施設は、原則休館又は利用休止</li> <li>②観光施設、地域の公民館、小規模集会場の利用の休止の依頼</li> <li>③特別定額給付金の早期支給に努力</li> <li>④感染症予防対策の徹底</li> </ol> <p>○県の基本的対処方針の変更を受け、緊急事態宣言発令期間中の市の公の施設の原則休館・利用休止</p> <p>○新型コロナウイルス感染症のまん延防止や業務継続体制の確保を目的として、住民サービスに重大な支障を来さないよう配慮しつつ、課等毎に一日に出勤する職員数を5割削減する取組を始めた。（4/24～5/14。東京事務所は6/18まで。）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置に係る休業の協力要請について（通知）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公の施設等の休館等の対応について（通知）</p> <p>○小学校等の臨時休校により、児童又は生徒を持つ職員が児童等の世話をを行う場合、特別休暇（有給）を認めることとした。（4/29～5/6）</p> <p>○学校臨時休業に伴う児童センター・放課後児童クラブ等の運営時間延長依頼及び財政的援助について施設に通知。また、可能な範囲での利用自粛について、保護者あて周知するよう併せて依頼</p> <p>○各保育施設の長あてに、市内の保育施設を利用する保護者に対して、4月27日から緊急事態宣言期間中、家庭での保育が可能な場合は登園を控えていただくよう協力依頼する旨の、お知らせ文書を送付。併せて、保護者あてのお知らせ文書を送付</p>
4月27日	<p>○新型コロナウイルス感染症対策に対応している担当課（保健予防課、地域福祉課）において、業務が増加し、現在の職員体制では、業務遂行が困難になっていることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。（地域福祉課：4/27～6/12）</p> <p>○特別定額給付金給付事業等実施本部事務局に市民からの問い合わせが殺到していることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。（4/27～5/8）</p>
4月28日	<p>○盛岡市議会全員協議会及び盛岡市議会令和2年4月臨時会 ・市の支援策及び追加補正予算の内容を説明及び審議</p>

	○令和2年度4月補正予算の成立
4月29日	○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
4月30日	○定例記者会見 ・新型コロナウイルス感染症への対応について
5月1日	○セーフティネット保証等を受けて実行される県制度融資における保証料補給及び利子補給（3年間）の開始 ○広報もりおか5月1日号に関連情報を掲載 ・緊急経済対策の事前告知 ・症状の相談や受診の目安、感染防止の呼びかけ等
5月4日	○「緊急事態措置を実施すべき区域」が5月31日まで延長 ・特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要 ・特定警戒都道府県以外の特定都道府県では、感染回避と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行 ・新たな生活様式の定着 ○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
5月5日	○岩手県の感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う協力等 要点 ・5月7日以降の休業の協力の要請は行わない。 ・都道府県をまたいだ移動の自粛 ・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 ・施設の基本的な感染症対策の徹底 ・在宅勤務の推進及び職場の感染防止策の徹底 ・新しい生活様式の実践 ・医療や県民生活に不可欠な業務に従事している方への応援 ○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
5月6日	○令和2年度第4回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第4回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・市の公の施設の5月7日以降の取扱について、岩手県の基本的対処方針の変更を踏まえ、感染防止対策を行い、原則開館、利用可とした。 ○市長メッセージの発出（国、県の対応を受け） 要点 ①都道府県をまたいだ移動の自粛 ②繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 ③市の施設の5月7日以降の原則開館又は利用開始 ④特別定額給付金の速やかな給付に努力 ⑤新しい生活様式の定着 ○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
5月11日	○令和2年度第5回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第5回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・国及び岩手県における対処方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る盛

	岡市の対応方針を協議・決定した。
5月14日	○岩手県を含む39県について、緊急事態措置が解除となった。
5月15日	○勤労者向け生活資金特別融資制度における貸付を開始 ○市の主な緊急経済対策（第2弾）をプレスリリース ○広報もりおか5月15日号に関連情報を掲載 ・市の支援策について（特別定額給付金の支給など市民や勤労者、中小事業者向けの支援策及び実施を検討中の支援策） ・給付金を装った特殊詐欺への注意喚起 ・感染拡大防止の留意点（日常生活での注意点、集団感染の予防策、相談・受診の目安）及び在宅での体力維持について
5月18日	○市長メッセージの発出 要点 ① 特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県から来た方へ緊急事態宣言発令期間中2週間の慎重な行動の要請 ② 県外から来た方や県外ナンバーの車への過度な反応を控え、思いやりの心で冷静な対応を取るよう市民へ要請 ③ 各臨時給付金の支給の速やかな給付 ④ 「新しい生活様式」の定着と、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させる取組の重要性 ○特別定額給付金給付事業等実施本部事務局において、書類審査・入力事務が集中していることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。(5/18～5/29)
5月19日	○令和2年度第6回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第6回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・新型コロナウイルス感染症に係る市の対応方針の改定及び新型コロナウイルス感染症への対応状況について協議・決定した。
5月21日	○地域企業家賃支援事業費補助金（家賃補助）の受付開始
5月22日	○盛岡市議会全員協議会及び盛岡市議会令和2年5月臨時会 ・新型コロナウイルス感染症への対応状況及び令和2年度5月補正予算の内容を説明及び審議 ○令和2年度5月補正予算の成立
5月24日	○市の相談窓口・緊急経済対策を新聞広告（岩手日報・盛岡タイムス）
5月25日	○政府が「緊急事態解除宣言」を行う。 ○特別定額給付金給付事業等実施本部事務局において、振込不能処理事務が集中していることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。(5/25～6/26)
5月27日	○令和2年度第7回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第7回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・国及び県の基本的対処方針の変更に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針、本市におけるイベント等の取扱及び使用料等の取扱方針を協

	<p>議・決定した。</p> <p>○市長メッセージの発出</p> <p>要点</p> <p>① 社会経済活動のレベルを引き上げるため、外出の自粛等を段階的に緩和していくために、「新しい生活様式」の実践と三密の回避や基本的な感染対策の徹底を要請</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症による市民の生活不安に寄り添うため、相談を一元的に受付ける総合窓口の設置を周知</p> <p>○市庁舎本館1階市民ホールに「生活相談総合窓口」を設置。窓口の設置期間は5月27日から当分の間（平日の午前9時から午後5時まで）とする。</p> <p>また、相談業務に対応するため、職員を派遣した。</p> <p>一般事務職の職員 6名/日（5/27～当面の間）</p> <p>○新型コロナウイルスに係る本市におけるイベント等の取扱いについて（通知）</p>
5月29日	<p>○盛岡市議会全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度6月補正予算の概要を説明</li> </ul> <p>○緊急事態措置が解除された地域への出張は認めることとした。</p>
6月1日	<p>○プレミアム付き応援チケット事業の参加店舗受付開始</p> <p>○もりおか事業継続支援金給付事業の申請受付開始</p> <p>○広報もりおか6月1日号に市の相談窓口・支援制度（5/15時点のもの）を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者生活資金、住宅確保給付金、もりおか事業継続支援金、家賃負担軽減、観光基盤維持支援金、盛岡の宿応援割事業など市の独自支援策</li> <li>・「帰国者・接触者相談センター」の相談や受診の新しい目安</li> </ul>
6月2日	<p>○地域経済好循環推進事業（補助金）の募集開始</p>
6月4日	<p>○公の施設における新型コロナウイルス感染対策としての利用者等に対する検温の実施等について（通知）</p> <p>○特別定額給付金給付事業等実施本部事務局において、不備書類対応事務が集中していることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。（6/4～6/19）</p>
6月5日	<p>○定例記者会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症への対応について</li> </ul>
6月8日	<p>○もりおかエール便の受付開始</p>
6月15日	<p>○広報もりおか6月15日号に関連情報を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい生活様式」での感染拡大防止</li> <li>・感染症を予防しながら口の健康を保ちましょう</li> <li>・新型コロナウイルス感染予防のための寄付のご紹介</li> </ul> <p>○新型コロナウイルス関係補正予算事業に速やかに対応するため、兼務発令を行う予定（経済企画課2人、子ども青少年課2人）</p> <p>○新型コロナウイルス関係補正予算事業に速やかに対応するため、ものづくり推進課及び子ども青少年課に当面の間、他課の職員が業務応援を行う予定（ものづくり推進課 6/15～2名、子ども青少年課 6/15～1名）</p>

6月16日

○令和2年度第8回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部と令和2年度第8回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催  
・国の第二次補正予算の成立に伴う、追加の支援策等を協議

